

令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務 (ビジネスマッチング支援) 仕様書

1 業務名

令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（ビジネスマッチング支援）

2 業務の背景

IT産業は、デジタル化を通じて他産業の高度化を図ることができる点や、成長性・収益性の高さを踏まえ、本市の産業振興政策上の重点分野として位置付けられている。

本市のまちづくり戦略である「アクションプラン2023」においても、「ITイノベーション推進事業」を掲げており、その一環として、市内IT企業の技術力等を国内外に発信し、主に首都圏のAI開発等のニーズを市内へと呼び込む「市内IT産業PR事業」を推進してきた。

札幌のIT産業は首都圏企業からの受託開発を中心に安定的に成長してきているものの、依然として売上が景気動向や元請けの意向に左右されやすいという脆弱性を内包している。

一方、近年の急激な円安は、札幌のIT産業に対し、ITアウトソーシングの成熟市場である東欧・中欧諸国（ポーランド、ウクライナ等）や、急成長市場である南・東南アジア（インド、バングラデシュ、パキスタン、フィリピン、ベトナム、インドネシア等）に対して、新たな価格競争力をもたらしている。これは、従来の首都圏中心の市場から、より高単価な欧米市場へとPRの対象を拡大することが、「市内へとニーズを呼び込む」という事業目的を、より効果的に達成する新たな好機であると捉えられる。

市内企業へのヒアリングによると、欧米企業とのパートナーシップ締結は国内案件と比較して1.5倍から2倍の高単価が期待でき、前述の脆弱性克服のみならず、収益性向上と高度人材確保の契機となることが期待され、複数の市内IT企業からもそのような取組が求められているところ。

3 業務の目的

本業務は、欧米IT企業との協業に意欲的かつ高い成功率が見込める市内IT企業（以下「支援企業」という。）に対して、ビジネスマッチング機会の提供、及びそれに向けた事前準備を行うことで、グローバルパートナーシップの構築と取引の継続を実現することによって、市内IT産業の収益源の多様化と高付加価値化を図り、市内産業全体の振興に寄与することを目的とする。

4 業務詳細

(1) ビジネスマッチングの企画及び運営

ア 旅程表の作成

委託者と協議のうえ、搭乗便や宿泊施設、タイムスケジュール等の詳細について定めた旅程表を作成すること。

イ 開催時期の決定

ビジネスマッチングの開催時期は令和8年8月～11月を目安とするが、委託者と協議のうえ決定する。

ウ 開催回数

履行期間中、最低1回以上のビジネスマッチングを開催すること。

エ 開催国

欧米諸国の中から効果的に事業を実施可能な国を1か国以上選定のうえ地域を提案すること。

【欧米企業のセグメント（参考）】

- ①北米(アメリカ、カナダ)：AI、クラウド、ソフトウェア全般、半導体
- ②西欧(イギリス、ドイツ、フランス)：フィンテック、IoT、AI
- ③北欧(スウェーデン、フィンランド)：スタートアップ、ゲーム、キャッシュレス
- ④中欧(オランダ、スイス、アイルランド)：半導体、金融IT、データセンター

オ 参加欧米企業の調整

潜在的顧客を調査し、リスト化すること。その際、単なるウェブ調査やメール等による不特定多数へのアプローチ（コールドアプローチ）に依存するのではなく、受託者自身が有する現地の人的ネットワーク、海外展示会等のプラットフォーム、あるいは日本貿易振興機構（JETRO）等の公的支援機関の既存ネットワーク等を積極的に活用し、意思決定者（開発責任者等）の参加を確実なものとして調整すること。

なお、潜在的顧客の調査にあたっては、委託者から提供される資料（本事業に向けて令和7年度に実施した調査で作成したもの）を参考にしうえで実施すること。

また、参加欧米企業の選定にあたり、当該企業が市内IT企業に対して自社製品・サービスの日本市場への展開支援（インテグレーターとしての役割等）を求める協業モデルを想定している場合、市場適合性の乏しい商材のローカライズや営業支援により、下記(2)の支援企業が徒剰なリソースを消耗するリスクを排除するため、受託者は当該海外企業の製品・サービスが日本市場において十分な競争力および需要（プロダクト・マーケット・フィット）を有しているかの事前評価（フィルタリング）案を作成のうえ、評価結果及びその根拠を受託者・支援企業に報告し、十分な協議を行った上で最終的な候補企業を決定すること。

さらに、候補企業の選定にあたっては、支援対象となる市内IT企業が希望するビジネスモデル（純粋な開発案件の受託、上流工程の共同参画等）と、参加欧米企業が求める役割（日本での販売代理、保守体制の確保等）との間に構造的なミスマッチが生じないように、双方の期待役割の事前すり合わせを徹底すること。

あわせて、双方の企業規模や技術スタックの親和性を考慮し、対等な関係が構築しやすい企業同士（規模感が近い企業等）のマッチングとなるよう配慮すること。

(2) 支援企業の募集及び事前支援

欧米企業との協業に意欲的な市内IT企業を募集し、ビジネスマッチング実施に向けて、海外企業へのプロモーションに活用可能なPRツールを作成すること。

ア 募集する企業の要件

札幌市内に拠点を有し、IT産業を主たる事業として営む中堅・中小企業とする。

イ 応募受付

募集要項及び申請様式（又は申請フォーム）を作成のうえ、企業からの応募

を受け付けること。具体的な募集方法は、提案による。

ウ 支援企業向けの広報活動

支援企業の確保のため、道内IT系業界団体や経済団体等を通じ開催を広く周知するとともに、委託者において保有している独自のネットワークも活用しながら、個別に企業へのアプローチも行うこと。

エ 支援企業数

10件程度とする。なお、応募多数の場合は、企業の規模や業務実績等を踏まえて、海外企業から開発案件を受託する可能性が高い企業を選定すること。企業の選定にあたっては、選定基準や選定企業候補の案を作成のうえ、委託者と協議し、決定すること。

オ PRツール（セールスキット）の作成・ブラッシュアップ支援

支援対象企業の技術やサービスについて、単なる既存資料の英訳にとどまらず、欧米企業のビジネス習慣やニーズに適合した「セールスキット」としての再定義及び作成支援を行うこと。

(ア) 提供技術・サービスが、ターゲット企業のどのような課題を解決し、どのような利益（ROI、生産性向上等）をもたらすかについて、過去の成功事例やプロジェクト実績を定量的な数値として可視化し、明確化した「バリュープロポジション」の整理・構築を行うこと。

(イ) 欧米市場の標準的なビジネス慣習に即した、短時間で効果的に訴求するためのプレゼンテーション資料（ピッチブック）の構成案作成及びデザイン・表現のブラッシュアップ。

(ウ) 支援対象企業に対し、英語による効果的なピッチ（プレゼンテーション）手法の指導や、想定質疑応答（FAQ）の作成支援を行うこと。

カ その他支援企業への支援

支援企業を対象に以下の支援を実施すること。

・開催国の文化・商習慣、雇用慣行や規制等の情報提供に加え、欧米企業特有の契約文化（損害賠償条項の取り扱い等）に関する法務リスクの基礎的な事前ガイダンスを実施すること。また、支援企業が安心して商談に臨めるよう、本市が別途実施する「令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（契約締結支援、ブリッジSE派遣支援）」との連携スキームを事前に分かりやすく提示し、事業全体でリスクをコントロールする枠組みについての啓蒙を行うこと。

・現地での移動にかかる車両等の手配

・現地通訳の手配

・飛行機、ホテル手配のサポート（支払いは企業負担）

※本事業期間内において海外企業と支援企業とがNDA締結や、小規模PoC等に係る契約を検討する場合、支援企業に過度なリスクや一方的な負担を強いることのないよう、可能な範囲で支援を実施すること。

なお、支援にあたっては必要に応じ本市が別途実施する「令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（契約締結支援、ブリッジSE派遣支援）」を活用できるものとする。

キ 費用負担

ビジネスマッチング参加にかかる費用（現地通訳・会場・移動経費（車両等）・コーディネイト費等）は委託費に含めることとするが、航空機代及び宿泊費については、全て参加企業の負担とする。

(3) ビジネスマッチングの開催

ビジネスマッチングは原則オフライン（現地開催）とし、商談に必要な数の通訳を配置すること。また、商談を円滑に進められるようコーディネーターを配置すること。具体的な開催方法は、提案による。

(4) マッチング後の継続支援（フォローアップ）

ア 受託者は、マッチング実施後、商談が行われた欧米企業との継続的な関係構築及び成約に向けたフォローアップ支援を、マッチング終了後1ヶ月間程度を目安として行うこと。

イ 具体的な支援内容は以下のとおりとする。

(ア) 商談実施後のサンキューメールの作成・翻訳支援及び適切な送付タイミングのアドバイス。

(イ) 相手方企業からの追加質問や資料請求に対する回答補助及び技術解説の補足支援。

(ウ) 商談結果の整理及び次段階（契約検討等）に向けた課題の抽出を行い、本市が別途実施する「契約締結支援業務」へのスムーズな移行を支援すること。

(5) 支援実施期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(6) 事業報告

業務完了後、各事業の概要、成果（支援企業の募集状況や支援の詳細、成約件数、契約金額、支援企業の満足度等）等について纏めた実施報告書を令和9年2月26日（金）までに提出すること。なお、実施報告書には効果、次年度以降の施策展開に向けた課題や提言（ロードマップ案等）を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

(7) アンケート調査の実施

支援企業及びビジネスマッチングに参加した欧米企業を対象としてアンケート調査を行い、結果をもとに効果検証を行うとともに、実施報告書において今後の更なる施策推進に向けた取組についての提案を行うこと。

調査手法及び質問項目等については、受託者からの提案をもとに委託者と協議の上、決定すること。

5 実施体制

本業務の遂行にあたっては、IT産業及び国際法務に関する知識・経験を有する総括責任者を配置し、業務全体の進捗管理及び品質管理を行うこと。

また、本業務が市内の複数IT企業に対し、海外企業との公平なマッチング機会を提供するものであることを強く認識し、受託者が自社の利益や販路開拓を優先するなどの利益相反（コンフリクト・オブ・インタレスト）を厳格に排除すること。受託者は中立的なプラットフォームまたはコーディネーターとしての立場を堅持するための運営方針と業務管理体制を構築し、委託者の承認を得た上で業務を遂行すること。

6 K P I

商談継続意向（マッチング後に再度連絡を取り合うことに合意した件数） 6 件以上

7 秘密保持

- (1) 本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- (2) 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。
- (5) この秘密保持義務は、契約終了後も永続するものとする。

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の個人情報の取扱いに関する特記事項を守るものとする。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添「個人情報取扱状況報告書」の様式を用いて毎月20日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

9 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

10 著作権等の取り扱い

- (1) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意することとする。
- (3) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡することとする。
ただし、支援企業のために個別に作成された著作物（PRツール等）については、支援企業の事業活動における利用の円滑化を図るため、その権利を支援企業に帰属させるものとする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを

本市に対して保証し、万一紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用において解決するものとする。

11 その他

- (1) 本市は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に本市へ報告すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に札幌市との協議のうえ、決定すること。
- (4) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

【仕様書別添】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定、教育及び監督 (変更なし・変更あり) (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (変更なし・変更あり) (3) セキュリティ強化のための管理策 (変更なし・変更あり) (4) 事件・事故における報告連絡体制 (変更なし・変更あり) ○ (発生した場合) 事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制 (変更なし・変更あり) ○ (実績ある場合) 概要： (6) 関係法令の遵守 (変更なし・変更あり) (7) 定期監査の実施 (変更なし・変更あり) (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更 (なし・あり)	
2 その他特記事項等	